平成29年度第１回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日　　時：平成29年４月13日（木）午後１時50分～午後２時55分
場　　所：岡崎市役所福祉会館３階303会議室
出席委員：７名
　　根来民子（会長）、今西洋子、金野浩二、
　　佐々木公麿、塩澤美穂子、牧野正高、渡辺重晴
欠席委員：大岩みちの、古田学、本田康英
事務局等：13名
傍 聴 者：なし

１　開会
２　新委員等自己紹介
３　議事
　（１）こども発達センターについて
　（２）幼保連携型認定こども園について
　（３）母子生活支援施設について
　（４）平成29年度の主要・新規事業について
　　ア　民間児童クラブ利用者育成料補助業務
　　イ　南部乳児保育園整備業務
４　閉会

《主な質疑、意見など》
議事に先立ち、会長指名により議事録署名者を今西、佐々木委員へ依頼

議事１　こども発達センターについて

事務局から資料により内容について説明

委　員：発達センターへ相談に行くのは１歳６か月健診のときに保健師からの案内だけになるのか、その前に各保護者が小児科医から発達センターへ案内される場合もあるのか教えていただきたい。

事務局：小児科医にフォローしていただき、発達センターへ繋がる場合もあります。また、療育的支援事業でスクリーニングされてくる子もいますし、保健所の地区担当保健師が関わっている子がくる場合があります。他に、この段階で発見できず就園した場合は、各園から総合子育て支援センター等の相談を通してくる場合もあります。

委　員：保健師が進めても保護者に行く気がない場合に、親への働き掛けの程度など市の考えを教えていただきたい。

事務局：保健所に地区担当の保健師がおりますので、気になるケースには時間を置いて問い合わせ等をしてもらっています。また、２歳児歯科健診や３歳児健診でも保健所にフォローしていただいています。お母さんが納得しないと繋がらないケースもありますので根気よく働き掛けをしています。また、療育的支援事業は地区の保育園で実施しますので、敷居が低くお母さんたちにも通い易いかと考えています。

会　長：今の説明は早期の段階についてです。１歳６か月から３歳で入園するまでの間のことで、３歳以降はまた変わってきます。

１歳６か月健診のあとなかなか行かない場合には、２歳児歯科健診のところで情報を得て、必要な働き掛けを行っていくことが早期支援システム検討会で検討されております。今年度から１歳６か月健診の結果を２歳児歯科健診に活かすということで、これは医科・歯科連携初めてのことではないかと思います。

議事２　幼保連携型認定こども園について

事務局から資料によりに報告内容ついて説明

会　長：３歳児の人数について、梅園・広幡は１号・２号とも定員以内であるの対して、矢作は１号定員が 30 人のところに 38 人、２号定員が 10 人のところ２人となっています。矢作は１号、２号を足して定員数を満たしているようにみえますが、御説明をお願いします。

事務局：矢作こども園につきましては、１号の申込みが多くありました。条例上、必要な場合には利用調整できることになっていますので、利用調整させていただきました。

委　員：私立幼稚園の立場から申し上げると、近隣の幼稚園の３歳児の定員が定員割れしているということになると私立幼稚園としては何かしら意見が出るかもしれません。

事務局：私立幼稚園とは調整を図りながらやっていきたいと思います。

委　員：幼保連携は他市でも始まっていますか。

会　長：始まっています。

事務局：愛知県下の幼稚園ではまだまだ慎重に検討されている段階です。

委　員：来年度に関しては、年中さんの２号ができるということだと思いますが、現在年少さんの１号に入っている子が年中さんになるときに２号に変わることはできるのでしょうか。

事務局：１号から２号に変わることはできます。

議事３　母子生活支援施設について

事務局から資料により審議内容について説明

委　員：どれくらいの方が入居されていますか。

事務局：現在、18 世帯が入居されています。

委　員：どれくらいの期間入居されていますか。

事務局：４月１日現在の年数ごとの在籍状況は、20 世帯入居されていまして、その内８世帯が１年未満、１年以上２年未満が５世帯、２年以上３年未満が３世帯、３年以上５年未満が２世帯、５年以上が２世帯となっています。以前の母子寮の時代と違いまして、自立支援に力を入れるような施設になっており、以前に比べると期間は短くなっております。ただ、外国籍の方や障害を母子ともに抱えられている方も結構いらっしゃいますので、自立するのに時間がかかるということで、最近退所された方は８年くらい入っておられた方もいらっしゃいます。ですので、期間についてはケースバイケースとなっています。

会　長：期間が短くなった理由の一つには施設が古くて狭いこともあると思います。

事務局：現在の最低基準では、居室にトイレとお風呂が備わっていることが必要ですが、いちょうの家は古い基準の時に建てられており、トイレとお風呂が共同になっております。

委　員：お子さんは 18 歳までですか。

事務局：18 歳未満までです。

委　員：ＤＶなどで入居された場合は、男のお子さんは入れないようなことありますか。

事務局：そのようなことはありません。18 歳未満であれば入居可能です。ただ、お子さんがそのような施設での生活を嫌がって退所するケースもありました。

委　員：部屋の広さはどれくらいですか。

事務局：６畳と３畳です。部屋の面積についても現在の基準を満たしていない状況となっています。

会　長：最低基準がありますのでその基準を満たすような施設にしていかなければいけないと思います。

委　員：困難な状況にある方には、いい環境のところに入れて差し上げたいと思います。

議事４　平成29年度の主要・新規事業について

事務局から「民間児童クラブ利用者育成料補助業務」について説明
（質疑等なし）

事務局から「南部乳児保育園整備業務」について説明

委　員：将来的には新たな保育園の設置を検討されている中で、乳児保育園がそのまま普通の保育園に変更される予定なのか、それとも今後も乳児保育園のままの施設ということで考えられているのか教えていただきたい。

事務局：普通の保育園にすることは考えておりません。資料にもございますが、５年から 10 年で暫定的に３歳未満児の子を収容させていただきたいと思います。同時に、南部地区におきまして普通の保育園の設置を検討させていただいております。

会　長：あくまでも南部市民センター分館の駐車場に間借りをするということです。一番の問題は３歳から４歳の時の対応になるかと思います。
他によろしいでしょうか。それでは本日の議事は終了いたしました。
ありがとうございました。

事務局：根来会長、委員の皆様、ありがとうございました。
終わりにこども部長から御挨拶申し上げます。
（こども部長挨拶）
以上をもちまして、児童福祉専門分科会を終了いたします。

（14：55　閉会）